# 平成22年度第5回生駒市都市計画審議会会議録

- 1 会議の年月日、開閉時刻及び場所
  - (1)会議の年月日 平成23年2月24日(木)
  - (2) 開 閉 時 刻 午前10時00分から午前12時00分
  - (3) 場 所 生駒市役所 4階 401・402会議室
- 2 委員の出欠
  - (1)出席者

(市長)

- (委員) 増田会長・中谷副会長、下村委員・中野委員・久保(昌)委員・田中委員・戸川委員・中井(公)委員・中井(武)委員・ 久委員・安若委員・蜂谷委員・藤堂委員・出垣委員
- (事務局) 吉岡都市整備部長·森本都市整備部次長·林都市計画課課長 補佐·谷都市計画課庶務係長
- (説明者) 石倉建築課長・大島建築課課長補佐・澤建築課建築審査係長・ 前川みどり景観課長・西本みどり景観課課長補佐・髙谷みど り景観課景観係長
- (2) 欠席者

久保(博)委員

### 3 会議の成立

〇上記 2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。

(生駒市都市計画審議会条例第6条第2項)

- 4 会議の公開・非公開の別 公開
- 5 傍聴者数 なし
- 6 配布資料
  - (1) 会議次第
  - (2) 委員名簿
  - (3) 説明用資料 1 第 1 号案件「大和都市計画市街化区域と市街化調整区域 との区分の変更について」、第 2 号案件「大和都市計画用 途地域の変更について」及び第 3 号案件「市街化調整区 域における容積率等の指定の変更について」の説明用資 料
  - (4) 説明用資料 2 第 4 号案件「大和都市計画区域の整備、開発及び保全の 方針の変更について」の概要説明用資料
  - (5) 説明用資料3 生駒市都市計画マスタープラン(案)
  - (6) 説明用資料 4 生駒市景観計画 (案)

## 7 次 第

- (1) 開 会
- (2) 辞令書の交付
- (3) 市長挨拶
- (4) 案件
  - 第1号案件 大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更 について(諮問:奈良県決定)
  - 第2号案件 大和都市計画用途地域の変更について(諮問:奈良県決定)
  - 第3号案件 市街化調整区域における容積率等の指定の変更について

(諮問:特定行政庁指定)

第4号案件 大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (奈良県都市計画区域マスタープラン) の変更について (諮問:奈良県決定)

第5号案件 生駒市都市計画マスタープランの策定について

第6号案件 生駒市景観計画を定めることについて

(5) その他

#### 8 審議結果等

- (1) 第1号案件 大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更に ついて
  - ・事務局から概要説明 質疑なし、原案どおり可決
- (2) 第2号案件 大和都市計画用途地域の変更について
  - ・事務局から概要説明 質疑なし、原案どおり可決
- (3) 第3号案件 市街化調整区域における容積率等の指定の変更について
  - ・事務局から概要説明 質疑なし、原案どおり可決
- (4) 第4号案件 大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(奈良県都市 計画区域マスタープラン)の変更について
  - ・事務局から概要説明

#### 質疑なし、原案どおり可決

- (5) 第5号案件 生駒市都市計画マスタープランの策定について
- 事務局から概要説明

#### • 質疑

- 〇 「田園ゾーン」とあるが、これは住民の協力なしではできない。規制を押し付けるのではなく、地元と協力して達成していくもの。行政もその対応を考えてもらいたい。
- 奈良先端大学は非常に優秀な大学であり、もっとうまく活用していかな いと。
- 〇 都市計画マスタープランは都市政策としての計画であり、市街化調整区域の農地について、これ以上記載していくというのは難しい。
- 今回の都市マスタープランでは、地域別構想については、大まかな方針を出しているだけで、細部についてはその地域の住民が行政と一緒になって考えてもらおうという形で作っている。住民が考えて、行政が支援していく方向で、住民参加の仕組みを作って行く。
- 今回のマスタープランの持っている意味は、地権者に強引に押し付けるのではなく、行政がそれを推進していかなければならないし、市民・行政がともに協力しながら実行していかなければならないし、市民が自然や田園地帯を守ろうと思えば、理解と協力をしていかないと困るという精神をきっちりと伝えていくということ。
- これからは、今までのように、開発の中で町をきれいにしていくのではなく、保全と開発のバランスを取りながら、行政の責任ではなく、ひとりひとりの責任で行なっていかなければならないことをもっと知ってもらいたい。
- 今回のマスタープランでは、行政が市民に対してどのように支援していくのかの仕組みについて、新旧住民の意識の差を埋めるための議論の場作りなども盛り込まれてあり、来年度以降は、緑や農業の保全が簡単には進まないということを理解してもらいながら、市民、商工会議所、農業委員会と協力しながら進めていかないといけない。
- 生駒市の端に住んでいる住民と、駅の近くに住んでいる住民とでは利便性が違うと感じておられるのは事実。この計画の中で、コンパクトに駅周辺に集積させていくとなっているが、駅から離れている住民が、疎外されていると感じないか考えて欲しい。
- 「コンパクトシティ」は、駅周辺だけが充実するという意味ではなく、 今回のマスタープランでは、今ある機能を充実させ、都市をこれ以上拡 散させないという意味で使われている。
- 〇 まず拠点を充実させる。利便性の低い所は、公共交通を充実させる。出

来る限り、全市域に差異が生じないようにするということで考えていき たい。

- 〇 総人口の見通しについては、どのように計画されたのか。生駒市は現状でも人口が増加しているが、この推計では10年で1500人程度しか増えないが。
- この人口推計をもっと正確に行うとさらに減少していくと思われます。 通常、人口推計よりも実際値の方が転入数が増える傾向であり、実際よ り少し上げています。
- 〇 人口を現状維持とすると、消極的に見えるが、実際にはかなりの積極 策をして、転入を見込まないと、減っていくのが現状です。
- 生駒市の場合人口構成がかなり偏っており、団塊の世代が非常に多くなっているので、実際にはかなり厳しい状況だと思われます。

原案どおり承認

- (6) 第6号案件 生駒市景観計画を定めることについて
  - ・担当課から概要説明 質疑なし、原案どおり可決